

「情報セキュリティサービス基準 第4版（案）」及び「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示 第3版（案）」に対する意見公募要領

令和6年2月13日
経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、情報セキュリティサービスの利用者が当該サービスを安心して利用ができ、調達時に参照できるような仕組みの提供を目的として、「情報セキュリティサービス基準」を平成30年2月に公表しました。

当該基準は初版公表から6年近くが経過、また令和5年3月には第3版を公表し、一定の企業において活用されてきているところ、当該基準に基づく情報セキュリティサービス審査登録制度のより一層の普及を図るべく、「情報セキュリティサービス普及促進に関する検討会」を開催し、現行の「情報セキュリティサービス」5サービス（情報セキュリティ監査サービス、脆弱性診断サービス、デジタルフォレンジックサービス、セキュリティ監視・運用サービス及び機器検証サービス）に加え、「ペネトレーションテスト（侵入試験）サービス」を「脆弱性診断サービス」のオプションとして「情報セキュリティサービス基準」に追加する改訂を検討し、附則である「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示」とともに、改訂案を作成しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたい、以下の要領で御意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

また、御提出いただいた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 意見公募の対象

- 「情報セキュリティサービス基準 第4版（案）」
- 「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示 第3版（案）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年2月13日（火）～令和6年3月15日（金）24：00（必着）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-cyber-madoguchi@meti.go.jp

（電子メールの件名を「情報セキュリティサービス基準 第4版（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様から御提出いただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、御提出いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただいた御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

